

警察・検察による言論弾圧に抗議し、全力を挙げて 弾圧4事件の無罪判決を勝ち取るための決議

- 1 2004年2月、立川自衛隊宿舎反戦ビラ弾圧、同3月、国家公務員法弾圧、同12月、板橋高校威力業務妨害弾圧、2005年1月、葛飾マンションビラ配布弾圧と、たてつづけに4つの弾圧事件が起訴され、現在、公判中である。

立川自衛隊宿舎反戦ビラ弾圧事件は、市民運動のメンバーが「イラク派兵反対」のビラを自衛隊宿舎に配布した行為が、住居侵入罪にあたるとして逮捕・勾留・起訴された事件であり、国公法弾圧事件は、休日を利用して赤旗号外等を配布していた国家公務員堀越さんを数ヶ月間におよぶ公安警察の執拗な尾行・調査を行ったうえで、配布行為が「国家公務員法違反」だとして逮捕・起訴したものである。また、板橋高校威力業務妨害弾圧事件は、「君が代斉唱の際には着席を」と訴えた元教師の行為をむりやり「威力業務妨害罪」に問うたものであり、葛飾マンションビラ配布弾圧事件は、共産党発行の「都議会報告」「区議団だより」「区民アンケート」等を誰でもが出入りできる共用廊下を通して投函した行為を「住居侵入罪」だとして逮捕・起訴した。

いずれの事件も、政治的主張を含む言論・表現活動に対する、いわれなき弾圧であり、自由な言論社会においてはあるまじき事件である。自由法曹団は、警察・検察による違法・不当な捜査及び起訴に対し強く抗議する。

- 2 いま、重視しなければならないのは、これらの事件が、イラク侵略戦争への支持と自衛隊派兵によるアメリカの世界戦略への加担、明文改憲による「戦争する国」づくり、「構造改革」による社会的格差の拡大などに対する国民的批判の高まりのなか、連続的に引き起されたことである。このような警察・検察による弾圧4事件は、平和を破壊し、国民の生活や権利を犠牲にして進められている悪政に対する国民の声を封殺し、民主主義の根幹である表現の自由を破壊するものであって、「戦争をする国」への暴走につながる危険がある。
- 3 この4事件の弾圧をはねかえすたたかいは、違法・不当に逮捕・起訴された被告人の権利を擁護するとともに、民主主義、言論表現の自由を守り、「戦争する国」づくりのもくろみを許さないたたかいである。自由法曹団は、4事件すべてにおいて無罪判決を勝ち取るために、全力を挙げるものである。

2005年5月23日

自由法曹団山形研究討論集会